

## 市第 23 号議案 中区南本牧所在市有土地の処分

### 1 要旨

平成 23 年に港湾法が改正され、国際コンテナ戦略港湾の国際海上貨物輸送網の拠点となる荷さばき地を国が整備し、低廉な価格で特例港湾運営会社（横浜港埠頭株式会社）に貸付けることが可能となりました。

本市は、国と協議を進めたところ、我が国を代表する最新鋭の南本牧ふ頭 MC-3 コンテナターミナルの荷さばき地の整備に、この制度を導入することとし、中区南本牧所在の市有土地を国に売払います。

### 2 土地処分までの経過

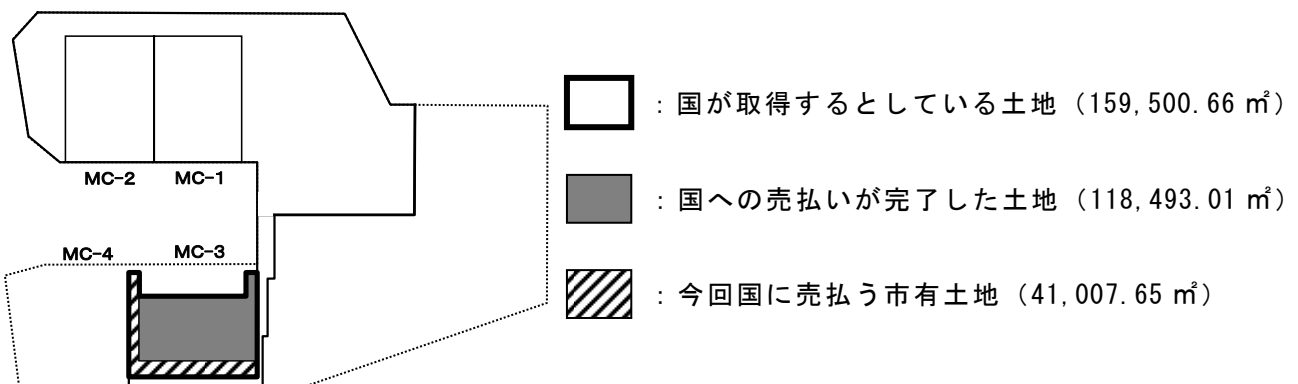
国は、これまでに 159,500.66㎡の市有土地を取得するとしております。そのうち 118,493.01㎡の土地については、平成 25 年第 1 回市会定例会で議決いただき売払いが完了しています。

今回、売払う土地は、既に売払いが完了した土地と一体的にコンテナターミナルの荷さばき地として、国が整備する予定の土地です。

### 3 市有土地の概要

所 在	中区南本牧 7 番の 3
地 目	宅地
地 積	41,007.65㎡
単 価	107,600円/㎡
金 額	4,412,423,140円

#### 【参考】南本牧ふ頭 MC-3 関連市有土地処分見取り図



#### 南本牧ふ頭MC-3 コンテナターミナルの概要

- 耐震強化岸壁：総延長 440m（取付部 40m 含む）
- 水深：-18m～（実質水深-20m）
- 供用開始予定：平成 26 年